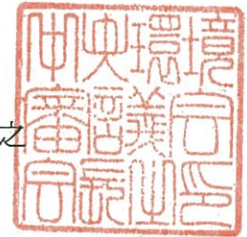




中環審第605号  
平成23年6月20日

中央環境審議会土壌農薬部会  
部会長 中杉 修身 殿

中央環境審議会  
会長 鈴木 基之



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が  
定める基準の設定について (付議)

平成23年6月16日付け諮問第304号、環水大土発第1100616001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。